資料④

黒部市 CITY OF KUROBE

Press Release

黒部市 発表
令和８年 11 月５日（木）

【照会先】
黒部市健康増進課
健康増進課長　本多　康子
健康増進課係長　高松　詩織
電話　０７６５（５４）２４１１

報道関係者　　各位

黒部市自殺対策推進計画の計画期間の延長

「黒部市自殺対策推進計画（以下、現計画という。）」は、自殺対策基本法に規定する「市町村自殺対策計画」として平成 31 年３月に策定されました。現計画は、令和８年度末に終期を迎えることから、本来は令和９年度を始期とする「次期計画」の策定が必要となりますが、下記理由により、現計画の計画期間を延長します。

１　黒部市自殺対策推進計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第２項に基づき、国の「自殺総合対策大綱」及び富山県の「自殺対策計画」に基づき、地域の実情を勘案して策定する「市町村自殺対策計画」であり、本市における、自殺対策の基本的な方向性や取り組むべき施策を示した基本計画として位置付けられています。

２　現計画の計画期間

平成 31 年度～令和８年度（８か年計画。なお、計画期間に法的な定めはない）

３　変更後の計画期間

平成 31 年度～令和 10 年度（２年延長し、10 か年計画とする）

４　延長理由

(1) 自殺対策基本法において、「市町村自殺対策計画」は国の「自殺総合対策大綱」等を勘案して定めるものと規定されています。

(2) 国の「自殺総合対策大綱」は、概ね５年ごとに見直しが行われており、次期改訂は令和９年秋頃となる見込みです。

(3) 富山県においては、次期国の基本方針（大綱）の数値目標等を計画に反映させるため、現行の県計画を１年延期し、次期県計画の始期を令和 10 年度とすることとしています。

(4) 本市の計画は、国の大綱及び県の計画との整合性を図りながら策定・推進する必要があります。そのため、国及び県の策定スケジュールを勘案の上、現計画を２年延長し、次期計画の始期を令和 11 年度といたします。

５　計画の推進及び計画期間延長に伴う対応

(1) 計画期間の読み替え

計画期間の終期を２年間延長することにより、現計画の計画期間「平成 31 年度から令和８年度まで」を「平成 31 年度から令和 10 年度まで」に読み替えます。

(2) 計画の中間評価と今後の取り組み

計画期間の延長に伴い、最終年度となる令和 10 年度までの実施状況の確認及び評価については、令和５年度に設定した目標値の達成に向けて、引き続き現行の取り組みを継続します。